

新たな基本構想の構成案

○ はじめに

法律、条例等の前文に当たる。基本構想の制定の背景や目的などの制定主旨を記載するもの。

なお、時代背景などは、冒頭の区長あいさつ文などに記載する。

○ 基本構想の役割

基本構想は、従来、地方自治法において必置とされてきたが、その義務規定はなくなったため、改めて基本構想の位置付け、役割について明確にする。

○ 基本構想の目指す時期と推進体制（計画構造）

20年後の2040年を目指すものとする。長期計画の体系（3層構造）についても言及する。

○ まちの将来像（あるべき姿）

将来の目黒区のあるべき姿、地域像を示すもの。区民にとってもわかりやすく、簡潔な言葉で「将来像」を表す。

○ 実現のための区政運営の考え方

将来像や基本目標を実現していくために基盤となる区政運営の基本的な指針・考え方を示す。

○ 基本目標

「まちの将来像」の実現に向けての政策に関する基本的な目標として「基本目標」を定める。

【参考】 現行基本構想と新たな基本構想の構成の対比

現行の基本構想	新たな基本構想
はじめに	はじめに
1 基本構想の役割	1 基本構想の役割
2 計画の構造	2 基本構想の目指す時期と推進体制
3 基本理念	(根底の考え方として4に受け継ぐ)
4 まちづくりの方向	3 まちの将来像
5 基本理念を実現するための基本目標（4つ）と基本方針（3つ）	4 実現のための区政運営の考え方（項目として3つ）
	5 基本目標（5つ）
6 基本目標を実現するための施策の基本的方向	(基本計画の中で記載する)

